

事 務 連 絡
令和2年5月29日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事における
建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について（参考）

国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用については、「国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用について」（令和2年5月14日付け事務連絡）により、参考送付させていただいたところです。

今般、国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について、別添のとおり、各地方整備局等宛てに通知しておりますので、参考送付させていただきます。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国 技 建 管 第 1 号
令和 2 年 5 月 28 日

各 地 方 整 備 局 技 術 調 整 管 理 官 殿
北 海 道 開 発 局 技 術 管 理 企 画 官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和 2 年 5 月 14 日付け国地契第 7 号、国官技第 35 号、国北予第 8 号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定する CCUS 義務化モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

CCUS 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

1. 用語の定義

①カードリーダー

CCUS に対応した IC カードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2. 積算方法等

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台あたり

1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

3. 適用

本通知は、令和 2 年 5 月 28 日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。